**とよかわ広報大使設置要綱**

**（目的）**

**第１条　本市に関する情報を広く全国に発信し、本市のまちづくりに資するため、とよかわ広報大使（以下「大使」という。）を置く。**

**（活動内容）**

**第２条　大使は、次に掲げる活動を行うものとする。**

**⑴　本市に関する情報を広く全国に発信すること。**

**⑵　本市が主催する催し等に協力すること。**

**２　市長は、本市に関する情報を大使に提供するとともに、大使から提供された情報を市民に紹介するものとする。**

**（委嘱）**

**第３条　大使は、本市の出身者又は本市にゆかりのある者であって、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、市長が委嘱する。**

**⑴　芸術、芸能又は文化の分野で活躍している者**

**⑵　教育又はスポーツの分野で活躍している者**

**⑶　前２号に掲げる者のほか、大使として市長が適当と認めるもの**

**（任期）**

**第４条　大使の任期は、設けないものとする。ただし、大使本人から申出があった場合は、この限りでない。**

**２　市長は、前項の規定にかかわらず、特別な事情があると認めるときは、大使を解任することができる。**

**（雑則）**

**第５条　この要綱に定めるもののほか、大使に関し必要な事項は、市長が定める。**

**附　則**

**この要綱は、平成２７年６月１６日から施行する。**